

## ドア（B種）の防犯性能の試験に関する細則（平成16年基準）

### 1 一般事項

この細則は、防犯性能の高い建物部品の開発・普及に関する官民合同会議（以下「官民合同会議」という。）が行う、ドア（B種）（主として中高層建物（ビル・マンション等）の出入口に使用されるスチール製、ステンレス製又は木製の開き戸をいう。）の防犯性能試験（以下「試験」という。）について規定する。

### 2 受験手続等

#### 2.1 申請

受験を希望する者は、日本シャッター・ドア協会（以下協会という。）に申し込むものとする。なお、協会が申込みを受理しなかった場合、その他協会の対応に不服がある者は、官民合同会議試験委員会事務局（警察庁生活安全局生活安全企画課）に対し、申し出ることができる。

#### 2.2 条件

##### (1) 錠に関する条件

ドア（B種）に装着する錠については、別途定める「錠、電気錠、シリンダー及びサムターンの防犯性能に関する試験」に合格した錠を使用することを条件として申請し、当該試験結果を引用する。

##### (2) ガラスに関する条件

ドア（B種）に装着するガラスについては、別途定める「ガラスの防犯性能に関する試験」に合格したガラスを使用することを条件として申請し、当該試験結果を引用する。

#### 2.3 合同試験の申請

複数の型式のドア（B種）について同一構造であるとして申請があった場合において、試験委員会が認めたときは、それらについて合同試験を行うことができる。なお、合同試験の申請があったドア（B種）の製造・販売者が2社以上にわたるときは、そのうちの1社又は製造・販売者の団体が代表して申請をするものとする。

#### 2.4 申請に際し提出すべき書類等

申請に際し提出すべき書類等は、受験申込書、試験体図及び構造説明図書とする。

#### 2.5 受験資格

試験を受験できるドア（B種）は以下のとおりとする。

- ① 扉はスチール製、ステンレス製又は木製とし、枠はスチール又はステンレス製であること

- ② 開き方式はスイングタイプ（開き戸）のみとする
- ③ 2.2 の条件を満たす錠及びガラスを使用するもの又は使用可能な構造であるもの
- ④ 上記①～③と同等以上の性能を有するものとして試験委員会が認めたもの

### 3 試験員の構成

試験員は、警察庁、国土交通省又は協会が推薦する者であることとする。

### 4 試験会場

試験会場は科学警察研究所、独立行政法人建築研究所又は財団法人ベターリビング筑波建築試験センターのほか、以下のとおりとする。

- ① 試験委員会の承認を得た協会の会員会社試験所
- ② 受験者の申出による上記以外の試験場で試験委員会の承認を得た試験所

### 5 試験体の準備、設置

#### 5.1 一般事項

試験体は、使用状態に組み立てられた完成品とし、その大きさは以下のとおりとする。  
なお、試験体は各試験につき1体を用意する。

	最小 W×H	最大 W×H
片開き（固定袖パネル付きを含む）	800×1900程度	900×2100程度
親子開き、両開き	1200×1900程度	1800×2100程度

#### 5.2 設置

試験体は、施工要領書に準じて、直角に垂直に、かつ、ねじれや曲がりなく試験体取付枠に固定しなければならない。取付け高さは、通常使用される高さとし、固定の方法、シールなども含めて行う。

試験体取付枠は、試験の目的に適した十分に剛性のあるもの、また試験架台は、試験体取付枠が取り付けられる構造で、かつ、十分に剛性のあるものとする。

#### 5.3 試験体の準備と検査

試験体取付枠に取り付けられた試験体を、目視で検査し、損傷やキズや仕上げの特異な状況を記録する。試験開始前に、施工要領書に記載通りの条件で製品が取り付けられ、かつ施錠されていることを確認する。

### 6 試験方法

試験は、以下の手口について、それぞれ別に定める試験手順書に定める方法により実施する。試験の際に発生する音量については攻撃の際に90dB以上の音量が発生しない

よう配慮する。

なお、申請されたドア（B種）がこの細則に基づく試験において抵抗時間が5分以上であると認められたドア（B種）と同一構造であり、かつ防犯性能に影響がないと、d:試験委員会が判断した場合にあっては、抵抗時間が5分以上であるとみなし、該当する試験を省略することができる。

#### 6.1 錠こじ破り・受座壊し試験（試験番号1）

ドア（B種）の錠及び受け座を破壊し、扉を開けて侵入する。

試験に用いる錠及びシリンダーについては最低1箇所が「錠、電気錠、シリンダー及びサムターンの防犯性能に関する試験」に合格した錠が付けられている場合のみ試験を実施できることとする。

#### 6.2 面材破壊試験（試験番号2）

ドア（B種）のパネルにドリル、金切狭、のこぎり等を用いて穴をあけ、錠を開錠し戸を開けて侵入する。

#### 6.3 戸板破り試験（試験番号3）

ドア（B種）のパネルにドリル、金切鋏、のこぎり等を用いて穴をあけ、侵入する。

#### 6.4 試験に使用する工具

試験は、「ドアの侵入抵抗性試験手順書」に定められた工具を使用する。

## 7 試験結果の判定

### 7.1 判定基準

#### (1) 防犯性の高いドア（B種）

試験の結果、いずれの手口についても、攻撃の開始から5分間以上人体が通過できる状態にならなかったものを合格とし、防犯性能の高いドア（B種）とする。

ただし、面材破壊試験（試験番号2）及び戸板破り試験（試験番号3）については、平成15年9月4日に官民合同会議シャッター・ドア・サッシ検討委員会が行った予察試験において、以下の要件を備えるものについては、それぞれの手口に対して、攻撃の開始から5分間以上人体が通過できる状態にならなかったことが確認されていることから、試験委員会においてこれと同等以上であると判定されたものについては、それぞれの試験について合格とみなす。

面材破壊試験 (試験番号2)	① 表面鋼板の素材及び板厚がスチール1.6mm以上又はステンレス1.5mm以上であるもの ② ①と同等の性能を有すると試験委員会が認めたもの
-------------------	---

戸板破り試験 (試験番号3)	① 表面鋼板の板厚がスチール・ステンレスともに0.8mm以上であるもの ② ①と同等の性能を有すると試験委員会が認めたもの
-------------------	--

(2) 条件付き合格の基準

試験の結果、錠こじ破り・受座壊し試験（試験番号1）及び戸板破り試験（試験番号3）について、攻撃の開始から5分間以上人体が通過できる状態にならなかったが、面材破壊試験（試験番号2）について、攻撃の開始から5分未満の時間で錠を解錠して扉を開けることができたものについては、戸に穴をあけて手を差し込んでもサムターンを操作することが不可能な仕様の錠を使用していることを条件として試験に合格したものとみなす。

7.2 合同試験における判定基準

合同試験の申請があったドア（B種）については、そのうちから無作為抽出した1体を代表試験体として試験を実施し、7.1と同一の判定基準によって合否の判定を行い、代表試験体が合格したときは、合同試験の対象となるすべての型式について合格したものとみなす。

**8 再試験**

- 8.1 試験結果が不合格の場合においてその抵抗時間が4分を超えていたときに限り、その原因を改善した旨を添えて受験者が再試験を申し込んで、それを試験委員会が認めた場合は1回に限り再試験を受けることができる。
- 8.2 試験体取付けにおける施工上の不具合に起因して不合格となった場合で、受験者が再試験を申し込んで、それを試験委員会が認めた場合は1回に限り再試験を受けることができる。

**9 試験報告書**

- 9.1 試験報告書は、協会が3部作成し、1部は試験委員会に、一部は申請者に提出することとし、残る1部は協会が保管するものとする。
- 9.2 試験報告書には、次の事項を記載する。
  - ① 種類
  - ② 申請者
  - ③ 型名／商品名
  - ④ 試験項目

- ⑤ 使用工具
- ⑥ 試験日
- ⑦ 試験場所
- ⑧ 試験員
- ⑨ 発生音が所定のピーク値を超えた回数

## 10 試験費用

- 10.1 試験費用は別途定める「受験説明書」に従い、受験者の負担とする。
- 10.2 試験の手数料は、1型式につき3万円とし、受験申込みの際、協会に納付しなければならない。
- 10.3 試験に際して実費を要したときは、その額を限度として受験する者より徴収することができる。